朝鮮古蹟圖譜解說 一

朝鮮古蹟圖譜解說

一

序言

一　本篇は關野谷井栗山三囑託より提出せし者にして、朝鮮古蹟圖譜所收の圖の順序に隨ひて槪略の解說をなし、且同一の遺物遺蹟に關する事項は便宜一括して說明を試みし者なり。

一　本解說各項の下に記せし數字は圖譜に載せたる圖の番號を示す。

一　圖譜の表紙の圖案は、第一冊は樂浪帶方時代の塼文と輯安縣高勾麗墳墓（散ラシ蓮華塚）の壁畫蓮華文とを取合せ、第二冊は平壤地方なる高勾麗墳墓壁畫の日月象及び文樣を應用せり。

一　圖譜表紙の題字は李朝鑄造の銅活字の書體を廓大せし者なり。

大正四年三月

朝鮮總督府

目次

一 樂浪郡及帶方郡時代

甲 樂浪郡

乙　帶方郡

二　高勾麗時代

甲　國內城地方（支那奉天省輯安縣地方）

朝鮮古蹟圖譜解說第一册

一　樂浪郡及帶方郡時代

漢武帝元封二年(開化四九、耶蘇紀元前一〇九)朝鮮を擊ち、翌三年之を定めて樂浪・臨屯・玄菟・眞番の四郡を置きしより、東晋の初(仁德朝)帶方郡が百濟及び高句麗の爲に全く其領土を奪はれしまで、約四百五十年間の時代を指す。

甲　樂浪郡

元封三年漢武帝の置きし樂浪郡は略ぼ今の平安南北道黃海道及び京畿道に亘れる地域なりしが、其後多少の消長あり、魏を經て西晋の末、愍帝建興元年(仁德元・耶蘇紀元三一三)終に高句麗の爲に併呑せられたり。郡の建置より此に至るまで斷續約四百二十年間長く漢種族の勢力範圍に屬せし地なり。

一 樂浪郡治址（？）（一—二）

平安南道大同郡大同江面土城洞、大同江の左岸にあり（地圖一參照）方四五町の地域に土築の城壁を繞らしたる迹歷然たり。其內外より漢代の瓦當に見るが如き文樣を有する瓦及び漢魏時代に屬すべき塼を多數に發見せり。且其附近に樂浪郡時代の古墳群の存在せるを見れば、此處恐らくは樂浪郡治の遺址なるべし。

二 黑橋面出土靑銅器及陶器破片（三・一三）

明治四十年黃海道黃州郡黑橋面、黑橋驛の東方約五十町なる平野の高臺に屬する地點より出でしものと云ふ。大正二年其處を調査せしに、僅に陶器の小破片を獲たるに過ぎず。此等銅劍及び銅器の手法を見るに蓋漢種族の手に成りしものなるべく、五銖錢が共に出でしより稽ふれば、漢武帝以前（五銖錢の初鑄は武帝の元狩五年〔開化四〇、耶蘇紀元前一一八〕にし

て、武帝が朝鮮を擊ちし元封二年より九年前にあり）に遡ること能はざるものにして、恐らくは樂浪郡時代初期の遺物なるべく、當時尚青銅の武器を用ひしことを徵するに足るべし。

三　石巖洞古墳（三四　四七）

平安南道大同郡大同江面に今塼槨を有する多數の古墳散在せり同面上五里石巖洞に在る此古墳は外形稍角張れる圓塚にして、前後二室より成れる塼槨を有し東面せり。室の四壁は塼を以て築き天井も亦塼を用ひて巧みに穹窿狀に造れり此等塼の空隙には往々瓦片及び陶器の破片を挿塡せり。又室の床には二重に塼を敷きたり。塼の手法及び文樣は支那に於ける漢魏時代の者と符節を合するが如し。玄室及び前室より刀、戟、大小の銅鏡、腕輪、指輪、五銖錢、銅鋺、覆輪及び甕、甑、鉢、焜爐等の副葬品を發見せり。大銅鏡は後漢時代小銅鏡は西晉の初の者なるべし。又焜爐内には尚多少

の木炭を存したり此等槨を築造するに用ひられし塼の手法及ひ副葬品の樣式等より判ずれば、此墳墓は樂浪郡時代に成りし者たるや明かなり。

四 大同江面古墳(甲)(四八　五三)

平安南道大同郡大同江面に在り、大同江左岸古墳群中東部に位せるものにして、塼槨は一室より成り四壁は上部に至るも殆内方に向つて彎曲せず、天井は恐らくは木材を列べて構成せられしものならん內部より鐵鏡、覆輪、奇異なる形狀の鍍金金具及び彈機を有せる精巧なる弩の如き者を發見せり。

五 大同江面古墳散在光景(五三)

六 大同江面古墳(西墳)(五四　五六)

七 大同江面古墳(東墳)(五七　六二)

東西二墳共に大同江面古墳群(五二)は二墳附近の光景(五〇)の東南部に在り、稍角張れる圓墳にして前後兩室を有する塼槨あり天井は當初穹窿狀をなせし者なれども今破壞せられて封土室内に充塡し居たり。羨道及び前後兩室間の通路の上部は拱形をなせり。西墳より陶器の破片、東墳より陶製の甑、甕、匙、皿及び方、圓の盆並びに劍頭銅器等の副葬品を發見せり。

八　大同江面古墳(乙)(六三―八〇)

大同江面にある塼槨を有する古墳にして、東京帝國大學文科大學教授文學博士萩野由之氏一行の調査に係る、玄室内より漢式の銅鏡、鍍金金具及び陶製器物を發見せり。其金銅製覆輪に「王」の刻字あり、史傳載する所樂浪郡の漢種族中王氏頗多きを以て觀れば、此墳も亦恐らくは此等一族に關係を有する者なるべし。

九　大同江面古墳(丙)(八一)

大同江面上五里にあり既に發掘せられし形迹ありしにより内部は調査せざりき。

一〇 大同江面祭壇〔八二〕

一一 大同江面蒐集塼〔八三―八九〕

一二 傳大同江面發見塼〔九〇・九一〕

大同江面に於ける幾百の古墳は、何れも内部に塼槨を有せるを以て、土民早くより此等の古墳を發掘し、其塼を取り來りて垣墻其他種々の目的に使用せり〔八二〕は上五里にある祭壇にして其三面の墻壁は悉く此等の塼を以て築かれたり。〔八三―八九〕は大同江面の各處より蒐集せし塼にして其文樣は支那漢魏西晋時代に成れる墓塼に見るが如し。

一三 大同江面出土坩〔九二・九三〕

大同江面土城洞及び石巖洞の民家より得しものにして、何れも附近畑地より發見せしものと云ふ。蓋樂浪郡時代墳墓の副葬品にして、當時陶器の標本たるを失はず。兩者共に帶白灰色にして、其質粗、布漉せざる土を用ひしが如し。

一四　內堝里古墳(九四)

平安南道安州郡立石面內堝里なる炭坑の附近平地にあり。其外形瓢形墳の如く見ゆれども、二基の圓墳の封土が頽落して斯く連續するに至りしものなり。曾て發掘の厄に遇ひしと見えて、附近には大同江面の古墳に用ひられしが如き塼の破片散在せり。此等の塼は蓋昔時玄室を築造するに用ひられし者にして、此墳が樂浪郡時代に屬するものたる事自ら明かなりと謂ふべし。

一五　智禮洞古墳（九五）

平安南道江東郡江東面智禮洞に在り、今大半破壞せられて陶窯に利用せられたれども、其處に散在せる塼片より樂浪郡時代の墳墓たる事を知る。

一六　智禮洞發見塼（九六　一〇二）

平安南道江東郡江東面なる文廟の前庭に今多くの塼を敷きたり、是れ皆前記智禮洞古墳の塼槨を破壞して獲しものなり。

一七　黃州驛西古墳（一〇三）

一八　黃州驛西古墳發見陶器・瓦及塼（一〇四――一二〇）

黃海道黃州郡黃州驛の西、約三十町の地點に、古墳の外形稍完全なるも

の又は破壞せられたるもの十數基散在せり、其破壞せられたるものより出づる陶器瓦及び塼の破片を見るに、何れも既記大同江面の樂浪郡時代の墳墓より出づるものと同樣なり。

一九　梧野洞古墳(二二—一八)

大正二年十月八日、平安南道大同郡大同江面梧野洞の大同江に臨める畑地(地圖一參照)に於いて、漢城鑛業會社電力部發電所の煙突基礎工事の際、地表より約十一尺掘下げたる處より一木槨を發見せり、四壁底邊皆栗材の如き者を以て構成し、内部を栗材を重ねし壁を以て左右兩室に分ち、一方には二個の木棺を並べ、他方には刀、斧頭、銅鋺、陶坩等の副葬品を置きたり。棺材には漆を塗り金箔を押したるが如き形迹あり槨の上部は亦栗材を並べ架せし者の如し。此等の副葬品の手法より觀るに明かに樂浪郡時代に屬すべき者にして、當時の墳墓に用ひられたる木槨の唯一の標本

なり。

二〇　秥蟬縣治址(二九・三〇)

平安南道龍岡郡海雲面城采洞なる平野中、秥蟬碑を西南々に距る約四町の地に在り。(地圖三參照)東西約五百尺南北約四百尺繞らすに土城を以てし、城址内には樂浪郡治址(?)及び大同江面の古墳より出でし瓦片と同樣なる平瓦の破片夥く散在せり其附近に秥蟬碑の存するより見れば此處を以て樂浪郡に屬せし秥蟬縣治の遺址と推定せんも不當にはあらざるべし。

二一　城采洞古墳(二三　二四)

平安南道龍岡郡海雲面城采洞にあり、秥蟬縣治址を西北に距る約八町、平野の中に在る稍圓味を帶びたる方墳にして、塼槨又は石槨を有せず又

封土中には瓦石を混せず、唯內部より樂浪郡時代に屬すべき陶器の破片を出だせり其位置外形及び此等陶器の破片より推考すれば恐らくは秥蟬縣に密接なる關係を有せし墳墓なるべし。

二三 秥蟬碑（二三五・一二九）

平安南道龍岡郡海雲面雲坪洞なる平野の路傍に在り。花崗岩の板石の正面に文字を刻す、高さ地上約五尺廣さ三尺六寸厚さ四寸上部缺損せり。

其文左の如し。

□(元?)□(和?)□(元?)年。四月戊午。秥蟬長□。□(興?)
□建。丞。屬國會□(歐?)。□(無?)□□□。
□□神祠。刻石辭曰。
□平山君。德配代嵩。威如□□
□佑秥蟬。興甘風雨。惠閏土田

□□(百姓)壽考、五穀豐成、盜賊不起
□□□(普?)臧、出入吉利、咸受神光。

文中秥蟬の二字兩處に在るより觀れば、蓋秥蟬縣に於いて天を祭り五穀の豐穰を祈りし時の碑なるべく、恐らくは後漢靈帝の光和元年(成務四八、耶蘇紀元一七八)に成りしものならん、果して然らば四月の戊午は其十五日なり。此碑は啻に我領土内に存する最古の碑として貴重なるのみならず、之に據つて秥蟬縣の位置を知り、延いては古來學者の爭點となりし、漢魏時代の列水が大同江なることを斷ずることを得べく、朝鮮上世史の研究に資する事頗大なり。

乙　帶方郡

後漢獻帝建安年間(仲哀應神朝、耶蘇紀元一九六―二二〇)遼東の公孫康樂浪郡の南部を割き、帶方郡を置く。其地域略京畿道及び黃海道の地を占めたりしが、後、百濟及び高句麗の壓迫に抗す

る能はず、東晉の初に至りて、終に滅亡す。置郡より此に至る迄、約百二三十年間なり。

二三 帶方郡治址(?)附近略圖〔一三〇〕

黄海道鳳山郡沙里院驛及び銀波附近に帶方郡時代の遺蹟處々に存在せり。即ち沙里院驛の東南々約一里半に帶方郡治の遺址と思はるゝ者あり、其東北及び銀波の西方に帶方郡時代の墳墓群在し、又帶方郡治址の北方約四十町鐵道線路に接して帶方太守張撫夷の墓あり

二四 帶方郡治址(?)發見瓦及塼〔一三一―一三三〕

黄海道鳳山郡文井面土城内洞、平野中に方約四町の土城址あり、東國輿地勝覽には古唐城と載せ、里人は唐土城と稱す。土城内の土中より多數の瓦片及び塼片を發見せしが、其手法より察するに漢種族のものたる事明かなり。且此土城が唐の字を冠して傳へらるゝと、附近に漢種族の遺せし

ものと認むべき古墳群の存するとより推して、漢種族の據りし處たるを知るべく、更に其北方に帶方太守の墓の儼在せるより觀る時は、恐らくは帶方郡治の遺址なるべし。蓋郡が西晉の時百濟の勃興に遇ひ、其壓迫に抗することを能はずして、帶水の邊を去りて治所を此處に移し、東晉の初其滅亡を見るに至りし者ならん。

一五　帶方太守張撫夷墓（一三四　一五五）

黄海道鳳山郡文井面烏江洞平野中にある方臺形の土墳にして、基底方約百尺高約十八尺あり、玄室は、方形にして、其四壁は塼を以て築き、天井は穹窿狀に作りたる形迹あれども今は頽壞せり。玄室の南には筒狀穹窿の天井を有する羨道を設け、其左右、玄室に接して、低き側室を作れり。是等玄室及び羨道の壁には漆喰を塗り、又玄室内には中央に大なる不等邊三角形の片岩より成れる板石を敷き、其周圍には塼を敷きて床となせり。此墓

は近世發掘せられし形迹ありて副葬品を存せず、槨を築くが爲に用ひし塼の表面には、文樣及び數種の陽刻文字銘あり、其銘左の如し、

(一)天生小人。供養君子。千人造塼、
以葬父母、旣好且堅。典竟記之、
使君帶方大守張撫夷塼(端銘)

(二)哀哉夫人。奄背百姓、子民憂感、
夙夜不寧。永側玄宮、痛割人情、
張使君(端銘)

(三)大歲在戊漁陽張撫夷塼

(四)大歲戊在漁陽張撫夷塼

(五)大歲申漁陽張撫夷塼

(六)張使君塼(端銘)

(七)趙主簿令塼懃意不臥(?)

右は(七)を除き、他は悉く左文を以て記せり。此等の銘に依りて、此墳は漁陽(支那北京の東々北なる薊州)出身の帶方太守張氏の墓にして、其營作が戊申の歳とせば、恐らくは西晉武帝太康九年戊申(應神八八、耶蘇紀元二八八)に相當せる者ならん。而して此時既に帶方郡治が此地方に北遷したりし事を徵するに足るべし。

二六　都墓坪古墳散在光景〔一五六〕

二七　都墓坪大塚〔一五七〕

二八　都墓坪發見塼〔一五八　一六二〕

黃海道鳳山郡楚臥面都墓坪(銀波の西方)に、約二十基の稍角張れる圓墳あり、多くは多少の破壞を受け居れり。其附近に散在せる塼片によりて、亦帶方太守の墓の如くに塼槨を有するものたるを知る。其塼の文樣、幾何學的のもの多し。蓋文并面土城內洞に帶方郡治(?)の存せし頃に築造せられ

しものなるべし。

一九　傳鳳山郡發見塼〔一六二〕

此塼近年鳳山郡より出土せし者と云ふ。銘に曰く、

太康元年三月八日王氏造

と、是に依つて、西晉武帝太康元年（應神八〇、耶蘇紀元二八〇）の頃には、漢種族が此地方に占據せしことを徵すべく、帶方太守張撫夷墓の塼と共に、帶方郡治北遷の年代を決すべき鍵鑰たるを失はざるべし。

二　高句麗時代

高句麗は其建國の年代明瞭を缺くも、前漢の末より强大となり、鴨綠江流域に占據せしが、後都を大同江畔に移し寶藏王の二十七年（天智七、唐總章元、耶蘇紀元六六八）唐に亡ぼされたり。

甲　國內城地方

（支那奉天省（圖譜に盛京省とせるは誤近年奉天省と改稱す他皆之に倣ふ）輯安縣地方）

高勾麗建國の初め卒本に都せしが、琉璃王の時國內に遷り尉那巖城を築く。是れ恐らくは後漢の初頃にして、國內は蓋今の輯安縣通溝、尉那巖城は今の輯安縣山城子なるべし。爾來、歷代の王多くは國內に都し、長壽王の十五年（允恭一六、耶蘇紀元四二七）都を大同江畔平壤に移せしも、國內城地方は、舊都として、高勾麗の滅亡迄、一重要地點たることを失はざりき。斯く此地方は建都より平壤遷移迄斷續約四百年、以後滅亡迄約二百四十年間、常に重要の地位を失はざりしを以て、遺物遺蹟の多き他の地方に見ること能はざる所なりとす。

三〇　通溝城（國內城王宮址?）東門外光景（一六三）

通溝（支那奉天省輯安縣治）の平野（地圖二參照）は、鴨綠江の右岸にありて、東西約三里南北約二十町、通溝城（一に洞溝城とも曰ふ）は稍其西に偏した

る地點にあり其附近には高勾麗時代の遺蹟甚多し特に通溝の東門外は楡山土口子山平野の北を擁して峙ち山麓に無慮萬餘の古墳群集し又當時の建造物の遺礎往々散點せり。

三二　通溝城（國內城王宮址？）〔二六四　二六八〕

通溝城は東西七八町南北五六町周圍繞らすに石築の城壁を以てす今頗荒廢したれども猶甕城曲城（雉）の址跡を辨ずべし蓋高勾麗の國內城は此通溝の地域に在りしものにして今の通溝城は恐くは當時の王宮の址跡に當れる者ならん城の內外には灰黑色及び赤色の瓦片夥しく散布せり。灰色の者は比較的古くして少く赤色の者は高勾麗末の手法を示し其量最も多し是れ此地が平壤遷都後も長く重要の地位を占めたりしことを徴するの資とするに足るべし〔二六八〕の瓦當は赤色にして北魏式に特有なる忍冬文をあらはす高勾麗末期の者たること自ら明かなり。

三一　山城子山城址（尉那巖城址？）〔一六九―一八三〕

支那奉天省輯安縣山城子にあり。通溝城より通溝河（洞溝河とも云ふ）に沿ひて溯ること約一里、山險に據り石築の城壁を周らし、内に稍廣き谷間を包括す。蓋高句麗の山城にして、恐くは史に謂ふ所の尉那巖城の址跡ならん。城内建築物の遺礎あり、高句麗末に屬すべき赤色の瓦夥しく散在せり。

三二　毋丘儉勒功碑斷片〔一八四・一八五〕

光緒三十一年（明治三十八年）六月、輯安知縣吳光國通溝の西北直徑約六里なる小板岔嶺を修治せし時、舊道石堆中より古碑の一斷片を獲たり。是れ魏の毋丘儉が正始六年（應神四五、耶蘇紀元二四五）高句麗を擊つて大に之を破り、石を刻んで功を紀せし所の碑の斷片なりとす。〔一八五〕は其地點に

して、人物の前方枯枝の積重なれる邊に、曾て石堆存し、其内より發見せられたるなり、此地山險に地高く、眺望開豁、遙に朝鮮の狠林山を望むべし。儉が此附近に碑を建てゝ功を誇りしも偶然にあらざるなり。

三四　將軍墳〔一八六―二一八〕

輯安縣温和堡將軍墳、土口子山の麓なる高地にあり。花崗石を以て七成の方壇を築き、頂部はコンクリートを以て饅頭形を作りし者にして、基邊の長さ方約百尺、饅頭形の頂まで全高四十尺餘あり初層の四面には各面三個の巨石を倚せ立てゝ固めとなし以て崩潰を防げり。羨道の入口は後世破壞せられて、今第五層に口を開けり。玄室は廣さ方約三間、高さ亦約三間あり、四壁皆大なる石材を以て構成し、天井は一枚の大石を以て之を覆ひたり、當初は壁天井共に漆喰を塗りしが如く、石面の技工故らに粗なり。內部床上には木棺の座石と思はるゝもの二個左右に相並べり、調査の際

各成の塼上より多數の瓦當及平瓦の破片を得たり。又往々瓦面に文字を陰刻せるもあり。蓋當初瓦を以て各層の塼上を葺きし者なるべし。

　此墳は土民之を將軍墳と稱し、又廣開土王陵とも傳ふ。其廣開土王碑に對する位置より考ふるも、此王の陵と斷じて不可なきが如し。此將軍墳は今日此地方に遺存せる石塚の略ぼ完全なる唯一の標本にして、果して廣開土王陵とせば此種石塚の年代を判定するの準據たるべき貴重の遺蹟なりとす

三五　將軍墳陪塚〔三二九　三三五〕

　將軍墳の後左方に在る小石塚なり。既に大半破壞せられて石槨を露出せり。石槨は簡單にして、三方花崗石を以て圍み、天井は一枚の大石を以て覆ひたり。蓋將軍墳の陪塚として營まれしものなるべし。

三六　太王陵〔三三六――三四四〕

輯安縣溫和堡東崗にあり。將軍墳の如く切石を積んで封をなしゝものなるべけれども、今崩潰して一大石堆をなし、石槨を露出せり。基邊方約二百尺、規模甚壯大、地盤より石槨天井石の頂部まで約五十五尺あり。此塚の石堆中より數種の瓦當、多數の平瓦の破片及び銘字を陽刻せる塼を獲たり。塼の銘に曰く、

願太王陵安如山固如岳

と、此大石塚を以て從來廣開土王陵に擬せしものあれども、王の碑と位置方向の關係上信ずるに足らず。

三七　千秋塚〔二四五—二五六〕

輯安縣麻線溝の平野に在る大石塚にして、既に崩壞せり。基邊の廣さ方二百餘尺、當初規模の雄大以て推知すべし。堆石中より無數の瓦及び數種の塼を發見せり。塼の銘に曰く、

(一)千秋萬歲永固(書體數種あり)
(二)保固乾坤相畢
と、よりて此塼銘「千秋」の字を塚の名に負はしむる事としたり。

三八 臨江塚(二五七)

臨江塚は輯安縣溫和堡東崗にあり鴨綠江に臨める丘陵上、石塚の破壞して一大石堆をなせるものにして、其位置より假に斯く命名せり。石堆中多くの瓦片を混せるを見る。

三九 溫和堡西大塚(三五八 二六〇)

溫和堡五塊墳なる二ッ塚及び三ッ塚の後方(西北)に位せる大石堆なり。亦多くの瓦片を出す、其位置より姑く西大塚と名づけたり。

四〇 溫和堡中大塚(二六一)

通溝平野中最も著しき大石塚を擧ぐれば、東北なるは太王陵にして、西南なるは西大塚なり。此塚は二者の中間にあり、故に假に中大塚と名づけたり。亦崩潰して大石堆をなす。

四一　五道神塚〔三六二〕

温和堡中大塚の東南に在る石塚にして、基邊の切石稍遺存せり。五道神を祭れる小祠塚上に存するより假に此名を冠す。

四二　五塊墳龕持塚〔三六三―三六五〕

温和堡五塊墳、楡山々麓に在り。石塚の既に破壞せられしものにして、石槨露はれたり羨道の左右に龕を有せるより假に龕持塚と命名せり。

四三　山城子兄塚〔三六六〕

四四　山城子弟塚〔三六七〕

共に山城子なる山城址の前方平地の古墳群中に在る石塚なり是等は、今日遺存せる石塚中、比較的完全に近く保存せられたるものに屬す。

四五 折天井塚（二六八―二七〇）

四六 四阿天井塚（二七一•二七二）

共に山城子に在る石塚にして、既に崩壞して石堆をなせども尙内に石槨を存せり。何れも、玄室の天井の形狀によりて、假に命名したるなり。

四七 五塊墳三ツ塚（二七三•二七四）

温和堡五塊墳に、五魁塋と呼ばれたる、五基一列に相並べる大なる土塚あり。然れども、其配置の關係上、寧ニッ塚及び三ッ塚と稱する方穩當なるを以て、二分して命名したり。（地圖二參照）何れも稍角張れる圓塚なり。第三塚（鴨綠江に面して右より數へし第三の土塚）は、既に封土の三分一以上も

破壞せられたれども、尙石槨の露出を見ず

四八 五塊墳二ツ塚(二二五)

五塊墳三ッ塚の西南一直線上に在る二基の土築の圓塚にして、第二塚は其外形特に雄大なり

四九 五塊墳四ツ塚(二二六　二二九)

五〇 將軍墳土塚頂石(二三〇)

五塊墳二ッ塚の後方(西北)に之と並行して、相近く並列せる土塚四基あり、何れも稍角張れる圓墳なり

第四塚は徑約九十尺、高さ約十八尺、封土破壞せられ、辛うじて石槨内に入ることを得べし、玄室は長方形にして三方の壁及び天井は共に一枚石より成り、羡道は其廣さ及び高さ共に玄室よりも稍大にして、玄室と羨道

との中間は一枚の美なる石灰石を以て閉塞せられたり。

第一塚の頂部には、上面方形にして四注なる切石を置きたり。將軍墳の後右方の土塚の上にも之れと同一の意味を有せる頂石あり。

五一　三室塚〔三八一——三九二〕

通溝平野に於ける土塚中最重要なる者なり。外形は小圓墳にして、數株の楡樹其上に生ひたり、内部は、三個の玄室より成り、長き羨道を有せり。羨道の入口は漆喰を以て徑七八寸の丸石を積み重ねて閉塞せり。玄室の壁は野石を以て築き、天井は數層の持送と隅及び平の三角持送石と幷に頂石を用ひて巧に構造せり此等の壁及び天井には厚く漆喰を塗り、之に描くに雄渾奇古なる繪畫、文樣を以てせり。今此等を見るに、其蓮花文の如き其唐草文の如き佛敎藝術の影響を拒むこと能はざれども、支那雲岡の石佛寺、洛陽の龍門、鞏縣の石窟寺等に見るが如き、太和景明前後の北魏の樣

式手法を未だ發見すること能はず、少くも是等よりも一層の古式を傳へたるものと謂はざるべからず。其年代は、種々の點より推想するに、蓋約千四五百年前を降る能はざるものなるへし。〔二六六・二六七〕は、第一室右壁の繪畫にして、樓閣、甲冑を著けたる騎者及び腕押をなせるが如き人物をあらはせり。

五二 散ラシ蓮花塚〔二九三―二九九〕

楡山々麓、温和堡五塊墳なる龕持塚より小徑を隔てゝ東北に在る土塚にして、內部は、玄室前室の二より成り、羨道の入口は破壞せられたり玄室及び前室の壁并に天井には總て漆喰を塗り、玄室の四壁には蓮花散ラシの文樣を描けり、故に假に散ラシ蓮花塚と命名したり是れ亦三室塚と相近き時代の墳墓なるべし。

五三 龜甲塚〔三〇〇―三〇二〕

山城子古墳群中に在る小土塚にして、漆喰を塗りたる玄室の壁隅には柱及び斗栱の形を圖し、壁面に龜甲形を作り、其内に各散ラシ蓮花塚の者に酷似せる蓮花文を容れ、又入口の周緣には一種の蟠虬文の如き唐草文様を描けり。此唐草文様は決して北魏時代の遺蹟中に發見せられざるものにして、年代は三室塚及び散ラシ蓮花塚と大差無かるべし。又壁隅の柱形に膨らみを有し、斗に我飛鳥時代の建築に見るが如き皿板あり、肘木は端を斜に切り去り且水繰りを作りたる等、當時の建築の手法を徵すべき貴重なる資料たるを失はざるなり

五四 文岳里大塚〔三〇三〕

五五 文岳里丘上石塚〔三〇四〕

五六　文岳里二ツ塚〔三〇五〕

何れも朝鮮平安南道江界郡文玉面文岳里化洞に在り。滿浦鎭より鴨綠江の上流三里許、江の左岸平地より山腹に亘つて、約二十基の石塚土塚相混じて存す。形式通溝地方の者と同樣なり蓋彼等と共に高句麗時代の營作に係れる者なり。其江に近きもの最大にして石塚なり、假に大塚と命名せり山腹稍平坦の所にも數基の石塚ありて、共に堅質の瓦片を堆石中に混せり。

二ツ塚は平地に相並べる圓形の小土塚にして、其玄室は、共に、四壁より内方に持送を出し更に隅三角及び平三角の持送石を出して、其上に頂石を置き、以て天井を構成せり。壁天井共に表面に漆喰を塗りたり

五七　好太王碑〔三〇六――三一九〕

温和堡東崗大碑石なる民家の東北約二町許、土口子山より來れる細流に面したる臺地の端に立てり。帶綠灰色の凝灰岩より成れる巨大なる碑にして、其横斷面は不等邊四角形を成す四面に銘文を刻せり。廣開土王（碑には國岡上廣開土境平安好大王と稱せり）の薨後三年（長壽王二、允恭三、耶蘇紀元四一四）王の爲め其偉績を記し、守墓の烟戶を錄せし者にして、文中往々我國との關係を叙し、朝鮮の史傳に全く闕如せる所の南鮮地方が當時我國に臣屬したりしことを記せる等、朝鮮上世史の缺漏を補ふに足るべき有力なる史料なりとす近年、拓字者往々石灰を以て字畫を補ひたる所あり。碑文に就いては、從來既に學者間に精細なる研究發表せられたれども、何れも拓本に據られたれば、原碑に就いて之を檢するに、多少の誤讀あるが如し

五八 東埼子礎石（三二〇——三二二）

五九　東坮子地方發見瓦及塼〔三三三――三三七〕

通溝城を東々北に距る約十町、温和堡東坮子に、花崗石を以て造られたる礎石十個遺存せり。其附近には、高勾麗末に屬する赤色の瓦片無數に散布せるを見れば、蓋當時の建築物の遺址たる事明かなり。

六〇　輯安縣蒐集瓦及塼〔三三八――三四二〕

大正二年十月、東崗及び通溝に於いて、土民の手より獲しものなり。此等は皆通溝の平野即國内城附近の地より出でしものにして、其樣式を見るに、何れも高勾麗時代に屬すべき者なれども、〔三四二〕の塼が頗漢式を帶びたるは注目に値すべし。

朝鮮古蹟圖譜解說第一册 終